

長期脱炭素電源オークション約定結果 (応札年度：2025年度) および次回オークションに向けて

2026年5月27日

容量市場の在り方等に関する検討会事務局※

1. はじめに
2. 長期脱炭素電源オークション（応札年度：2025年度）約定結果について
3. 次回オークションに向けた進め方

- 2026年1月に応札が行われた**長期脱炭素電源オークション（応札年度：2025年度）**について、**2026年5月に約定結果の公表**を行った。
- 現在、国の審議会（制度検討作業部会および電力安定供給WG）において、**次回オークションに向けた検討**が進められている。今後、**第3回オークションの約定結果**も踏まえ、**引き続き検討**が進められることとなる。
- 本日は、長期脱炭素電源オークションについて、第3回オークションの約定結果および次回オークションに向けた進め方をご報告する。

1. はじめに
2. 長期脱炭素電源オークション（応札年度：2025年度）約定結果について
3. 次回オークションに向けた進め方

容量市場 長期脱炭素電源オークション約定結果 (応札年度：2025年度)

2026年5月13日

電力広域的運営推進機関

1. はじめに

- (1) 容量市場の概要
- (2) 長期脱炭素電源オークションの概要
- (3) 約定結果の公表
- (4) 本資料における用語説明

2. 長期脱炭素電源オークション（応札年度：2025年度）の約定結果

- (1) 約定総容量、約定総額
- (2) 発電方式別の応札容量・落札容量
- (3) エリア別の応札容量・落札容量
- (4) 実需給年度ごとの落札容量

3. 容量オークションとの関係

- (1) 調整機能あり電源の契約容量
- (2) 実需給2027年度の容量拠出金（試算）
- (3) 実需給2028年度の容量拠出金（試算）
- (4) 実需給2029年度の容量拠出金（試算）

参考：各種資料等参照先

1. はじめに

(1) 容量市場の概要

■ 容量市場とは

- ✓ 容量市場とは、電力量 (kWh) ではなく、将来の供給力 (kW) を取引する市場。
- ✓ 将来にわたる我が国全体の供給力を効率的に確保する仕組みとして、発電所等の供給力を金銭価値化し、多様な発電事業者等が市場に参加していただき供給力を確保する仕組み。

■ 容量市場導入の目的

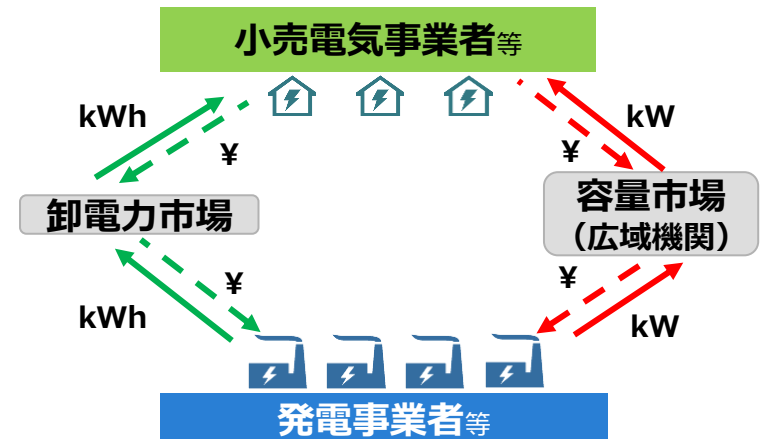
- ✓ 発電事業者等に支払われる容量確保契約金額によって電源投資が適切なタイミングで行われ、予め必要な供給力が確実に確保されるようにすること。
- ✓ 卸電力市場価格の安定化を実現することで、小売電気事業者等の安定した事業運営を可能とするとともに、電気料金の安定化により需要家にもメリットをもたらすこと。

(※概要説明ページ)

- 【かいせつ容量市場スペシャルサイト】 <https://www.occto.or.jp/capacity-market/index.html>
- 【容量市場 説明会資料・動画】 https://www.occto.or.jp/various/capacity-market/youryou_setsumeikai.html

【各市場の役割】

市場	役割	主な取引主体
容量市場	● 国全体で必要となる供給力 (kW価値) の取引	広域機関
卸電力市場	● 需要家に供給するための電力量 (kWh価値) の取引	小売電気事業者
需給調整市場	● ゲートクローズ後の需給ギャップ補填、30分未満の需給変動への対応、周波数維持のための調整力 (ΔkW価値+kWh価値) の取引	一般送配電事業者

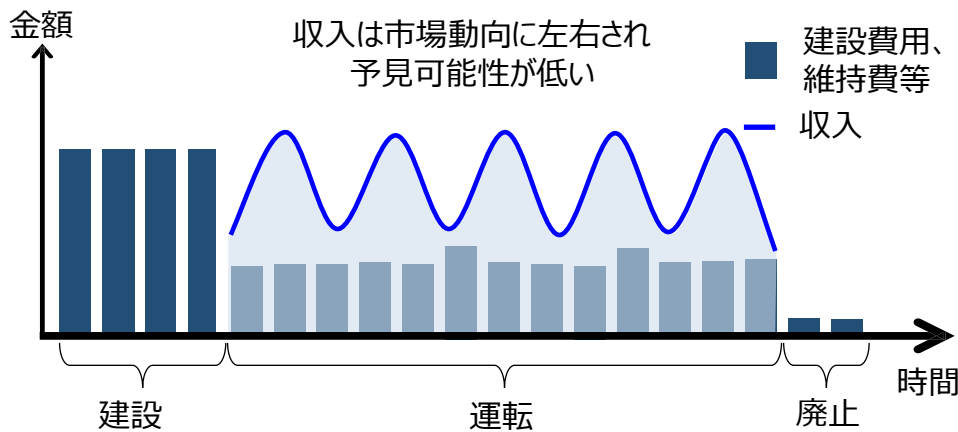


1. はじめに

(2) 長期脱炭素電源オークションの概要

- 長期脱炭素電源オークションは、容量市場の一部。
- 電源投資の課題である長期的な予見可能性を高め、脱炭素電源への新規投資を促進することにより、長期にわたって脱炭素電源による供給力を確保することが目的。
- オークション方式は各応札電源の応札価格が約定価格となるマルチプライス方式で、電源の固定費水準の容量収入が原則20年間得られ、他市場からの収益は事後的に約9割を還付する仕組み。

〈電源投資の課題〉

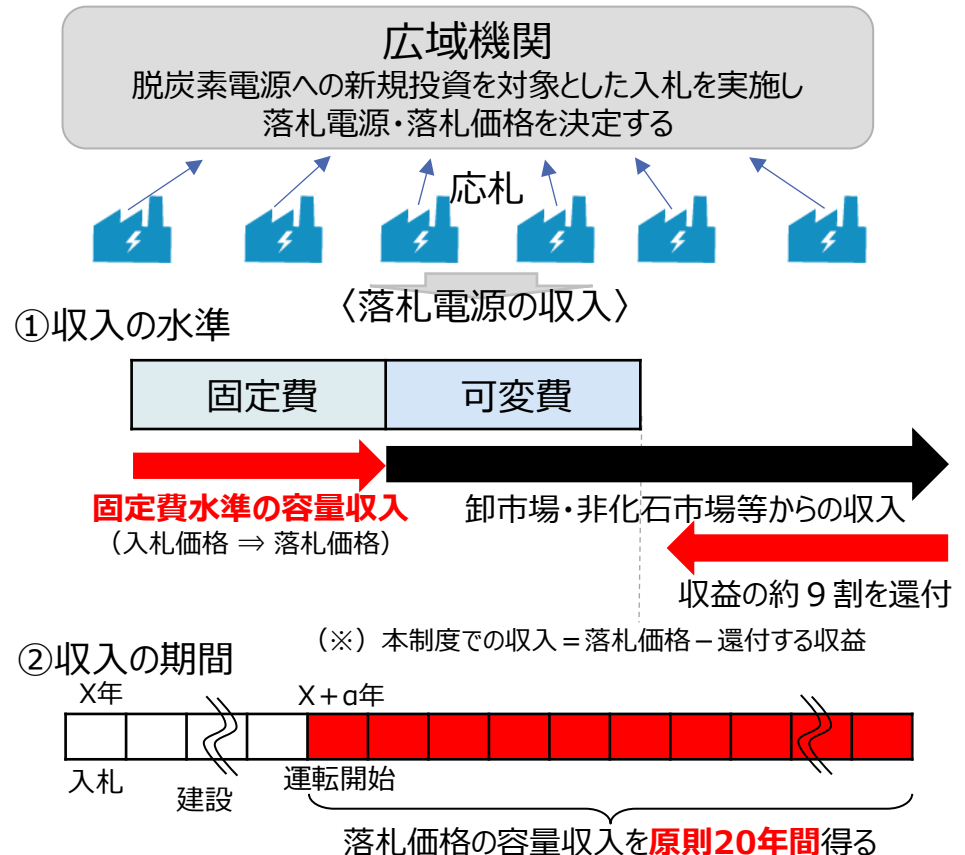


〈投資判断に必要な要素〉

① 投資判断時に
収入の水準を
確定させたい

② 投資判断時に**長期間の収入**を確定させたい

〈制度のイメージ〉



脱炭素電源の新設・リプレイス等

- CO₂の排出防止対策が講じられていない火力発電所（石炭・LNG・石油）を除く、太陽光・風力などを含む全ての発電所・蓄電池の新設・リプレイス等が対象
 - ※ 一定の基準を満たすバイオマスや合成メタンなど、発電時にCO₂を排出するものの、発電前に温室効果ガスの削減に寄与する燃料を利用する電源を含む
 - ※ FIT/FIP制度による支援を受けている電源を除く。太陽光・風力などの発電所は、本オークションとFIT/FIP制度のいずれに参加するかを事業者の裁量で選ぶことができる

脱炭素化に資する既設火力の改修

- 既設の火力発電所を脱炭素化のために改修する案件が対象
（新たに脱炭素化されるkW分のみ対象。混焼の場合、将来的な電源全体の脱炭素化が必要）
 - ※ 「新設」よりも投資額も少なく、社会的費用の最小化につながるころ、本制度措置の中で他の脱炭素電源と競争を行いながら導入していくことが国民負担の最小化を図ることにつながると思われる

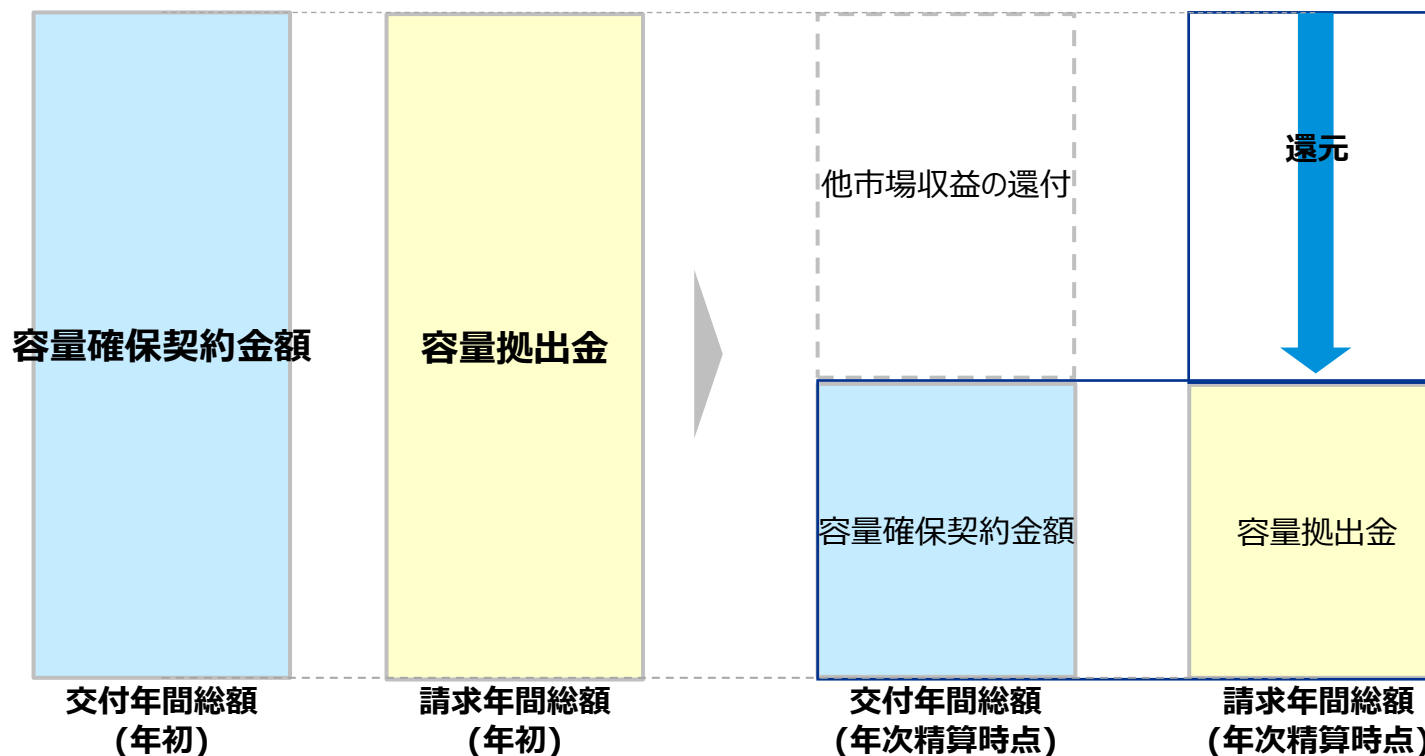
将来的な脱炭素化を前提とした、LNG専焼火力の新設・リプレイス

- 短期的な需給ひっ迫防止の観点から、将来的な脱炭素化を前提としたLNG専焼火力の新設・リプレイス案件が対象
 - ※ 比較的CO₂排出量が少なく調整力としても期待できるLNG火力のみを対象
 - ※ 供給力提供開始から10年後までの間に脱炭素化に向けた対応を開始し、2050年までに脱炭素化することを条件として対象

- ※ 本制度は巨額の初期投資の回収に対して長期的な収入の予見可能性を付与するものであり、巨額の初期投資を伴うことが想定され、かつ、需給上の影響が大きい一定規模以上の案件に限定
- ※ 「CCS付火力の新設・リプレイス」や「既設のバイオマス電源をCCS付火力にするための改修」、「アンモニア混焼を前提としたLNG火力の新設・リプレイス」、「合成メタンを燃料とする発電所」は、本制度の対象だが、現時点では応札が想定されないことと、上限価格を設定することが困難であること等を踏まえ、2025年度のオークションでは対象外
- ※ 今後の設備投資が必要で応札時点で供給力提供開始前であり、募集要綱にて電源種ごとに定められた諸条件を満たす電源が対象

- 実需給年度ごとに、当該年度に供給力を提供する電源に対し容量確保契約金額が交付され、その原資となる容量拠出金については小売電気事業者等が支払うこととなる。
 - ※ 容量市場共通の仕組みであり、小売電気事業者にとって容量市場は、電気事業法上の供給能力確保義務を達成するための手段と位置づけられる
- 長期脱炭素電源オークションにおいては、他市場収益の還付を控除した金額が、実質的な容量拠出金・容量確保契約金額となる。

他市場収益の還付イメージ



- 電力広域的運営推進機関では、長期脱炭素電源オークション（応札年度：2025年度）について、2025年10月から参加登録受付を開始し、2026年1月にオークションの応札受付を行ったところ。
- この度、業務規程および募集要綱に定めるところにより、約定結果を公表する。
- 公表にあたっては、容量市場の在り方等に関する検討会において、市場競争の状況の検証のため、事業者の経営情報（個別電源の応札価格など）の扱いや個社情報が特定されないようにすること（※）等に留意した集計方法をとつつ、オークション結果の集計・公表を行うこととされている。
 - ※ 個社情報の特定に至らないよう、原則として3者以上のデータで構成されるよう集計する。
- なお、本資料の集計において、端数処理の関係で合計が合わないことがある。

＜電力広域的運営推進機関 業務規程＞

（メインオークションの約定結果の公表）

第32条の18 本機関は、メインオークション募集要綱に基づき、次の各号に掲げる事項を本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。

- 一 約定総容量
- 二 約定価格
- 三 約定総額
- 四 その他公表すべき事項

（長期脱炭素電源オークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用）

第32条の23の2 第32条の12（第32条の12第1号アを除く。）及び第32条の14から第32条の20まで（第32条の18第2号及び第32条の20第1項第2号を除く。）の規定は、長期脱炭素電源オークションを実施する場合に準用する。この場合において、「**メインオークション**」とあるのは、「**長期脱炭素電源オークション**」と読み替えるものとする。

＜長期脱炭素電源オークション募集要綱(応札年度：2025年度)＞

第6章 落札電源および約定価格の決定方法

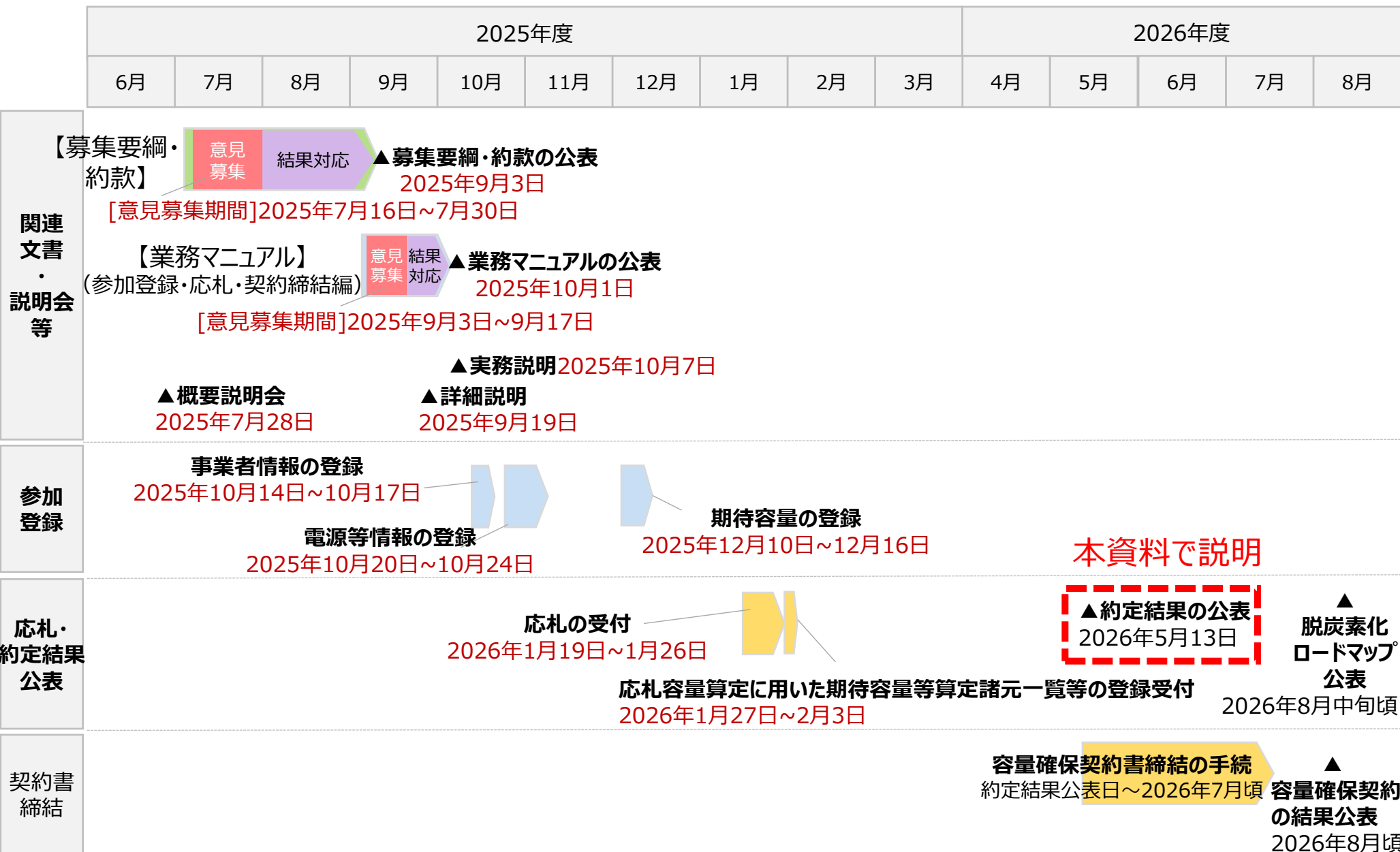
3. 約定結果の公表

本オークションの約定結果が判明した後、本機関は以下の情報を公表します。公表時期は、「第3章 募集概要 1. 募集スケジュール」を参照ください。なお、脱炭素化ロードマップについては、約定結果の公表から3ヶ月後を目途に公表します。

- 脱炭素電源、LNG専焼火力それぞれの約定総容量および約定総額
なお、試算した還付額（※）を控除した後の約定総額についても参考に公表します。
 - 脱炭素電源における落札電源ごとの、事業者名、案件名、電源種（蓄電池は、リチウムイオン蓄電池とリチウムイオン蓄電池以外の蓄電池の別を含む。揚水式水力は新設とリプレース等の別を含む。）、落札容量
 - LNG専焼火力における落札電源ごとの、事業者名、案件名、落札容量
- ※ 過去3年のスポット市場と非化石価値取引市場の価格等を基に還付額を試算したものであり、実際の還付額の計算方法・還付額とは異なります。

<参考> 長期脱炭素電源オークション（応札年度：2025年度）のスケジュール

2026年5月13日
公表資料より



1. はじめに

(4) 本資料における用語説明

2026年5月13日
公表資料より

12

用語	説明
応札容量	容量オークションに参加する事業者が応札時に提示する、供給力として提供を希望する容量（単位 kW）
期待容量	設備容量のうち、供給区域の供給力として期待できる容量の最大値で、設備容量から補機等の構内需要電力や外気温による出力低下分等を差し引いたもの
調整係数	再エネや一般水力、揚水・蓄電池の供給力評価を表す指標で、供給信頼度の評価において各電源の導入により安定電源の必要量と同等に評価できる供給力を安定電源代替価値として反映したもの 容量市場において調整係数が設定される電源の調達量（kW価値、期待容量）については、導入量に調整係数を乗じた容量とする
エリア	一般送配電事業者が託送供給等約款により定める供給区域
約定処理	各応札電源の応札価格が約定価格となるマルチプライス方式にて、原則、電源種混合で応札価格の低い順に落札電源および約定価格を決定する なお、脱炭素電源の一部電源種（蓄電池・揚水・LDES、脱炭素火力、既設原子力の安全対策投資）にはそれぞれ「募集上限」があり、当該電源種の落札電源は「募集上限」までに限定される ただし、全体の募集量を満たすために「募集上限」を超えて落札することがある（脱炭素火力を除く） 募集量を跨ぐ案件（限界電源）を不落札とした場合の「不足量」に対し、落札とした場合の「超過量」が10倍を超過する場合、限界電源は不落札とする（「募集量」を跨ぐ案件に適用し、一部電源種に設定されている「募集上限」を跨ぐ案件には適用しない） 蓄電池は、リチウムイオン蓄電池とリチウムイオン蓄電池以外それぞれにおいて、日本を除くセル製造国・地域の1国・地域当たりの落札容量が総落札容量の30%未満に制限される
上限価格	電源種ごとに応札の上限価格を設定している 電源種ごとに、新設・リプレース等・改修の区分により上限価格が異なり、上限価格以下での応札が必要となる（上限価格を超えて応札を行った電源は、非落札として約定処理する）
他市場収益の還付	契約電源が発電した電気、契約電源が有する需給調整市場で取引する価値および当該電気が有する非化石価値を相対契約または卸電力取引市場等を通じて小売電気事業者または自社の小売部門等に対して売却した際の収入から当該発電に係る可変費を減じた後の収益について、事後的に約9割を還付する なお、他市場収益の多寡に応じて3段階の還付割合がある

2. 長期脱炭素電源オークション（応札年度：2025年度）の約定結果

2026年5月13日
公表資料より

13

（1）約定総容量、約定総額

- 長期脱炭素電源オークション（応札年度：2025年度）は、以下の表の結果※1※2となった。
- なお、落札電源一覧（応札事業者名、電源名、電源種、落札容量[kW]）については別紙に示すとおり。

	約定総容量	約定総額	他市場収益の推定還付額 控除後の約定総額※3
脱炭素電源 (募集量500万kW)	426.1 万kW	4,748 億円/年	(過去3年平均) 3,420 億円/年 (過去5年の各年度) 2,098 ~ 3,503 億円/年
リチウムイオン蓄電池 ・揚水(新設を除く)	81.9 万kW		
リチウムイオン以外の蓄電池 ・揚水(新設)・LDES	88.6 万kW		
脱炭素火力※4	51.7 万kW		
既設原子力の安全対策投資	55.8 万kW		
その他脱炭素電源	148.2 万kW		
LNG専焼火力 (募集量2,929,036kW)	303.8 万kW	1,444 億円/年	(過去3年平均) 810 億円/年 (過去5年の各年度) △754 ~ 870 億円/年

※1 電力・ガス取引監視等委員会の監視結果による応札価格の修正および応札の取り下げを反映した約定結果。

※2 実需給年度が異なる電源の約定総容量と約定総額であり、制度適用期間にわたり一定の値ではない。

※3 過去3年もしくは5年のスポット価格と非化石価値取引市場の価格、発電コスト検証における可変費等を基に還付額を試算したものであり、実際の還付額の計算方法・還付額とは異なる。
(還付額が容量確保契約金額を超過した際は、△で表記)

なお、蓄電池・揚水・LDESの他市場収益の推定還付額については、発電コスト検証において可変費・設備利用率が公表されていないため試算を行わないことから、還付額に含まれていない。

※4 水素専焼、水素混焼若しくはアンモニア専焼又は既設火力の改修のうち水素専焼、水素混焼、アンモニア専焼、アンモニア混焼若しくはCCS付火力を指し、バイオマスは含まない。

- 一部電源種には募集上限があり、原則、募集上限を跨ぐ電源までの落札となる。
- ただし、落札電源の総容量が脱炭素電源の募集量に達しない場合は、脱炭素火力を除き、例外的に募集上限を超えて落札することができる。
- なお、蓄電池・揚水・LDESについては、放電・発電のためには蓄電・ポンプアップが必要であり、供給力としての価値が限定的であることから、最大でもそれぞれの募集上限の2倍までと整理されている。

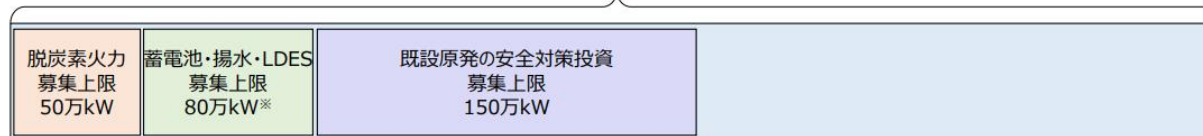
<募集量> 論点② 第3回入札の募集上限

第103回制度検討作業部会
資料3-3(2025年5月28日)より

<既設原発の安全対策投資>

- 第2回では落札容量が315万kWとなり、募集上限200万kWを大きく上回ったことを踏まえ、第3回では募集上限を**150万kW**に減少させることとしてはどうか。

第3回入札の脱炭素電源の募集量：500万kW



※揚水（リブレース）・リチウムイオン蓄電池の募集上限40万kW
揚水（新設）・リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池・LDESの募集上限40万kW
いずれも、6時間以上の案件に限る。

(注)

- ・ 募集量・募集上限を跨ぐ案件の扱いは、LNG専焼火力も含めて、初回と同様（募集量を跨ぐ案件は10倍ルール。募集上限は制約なし。）
- ・ 落札電源の総容量が脱炭素電源の募集量に達しない場合の扱いは、以下のとおり。
脱炭素火力は募集上限（跨ぐ案件を含む）まで。
蓄電池・揚水・LDESは、第2回と同様に、募集上限を超えて落札するのは最大でもそれぞれの募集上限の2倍まで（跨ぐ案件を含む）。
既設原発の安全対策投資は、第2回と同様に、募集上限を超えて落札する。
- ・ 脱炭素火力の新設案件は、脱炭素部分のkWでカウント。

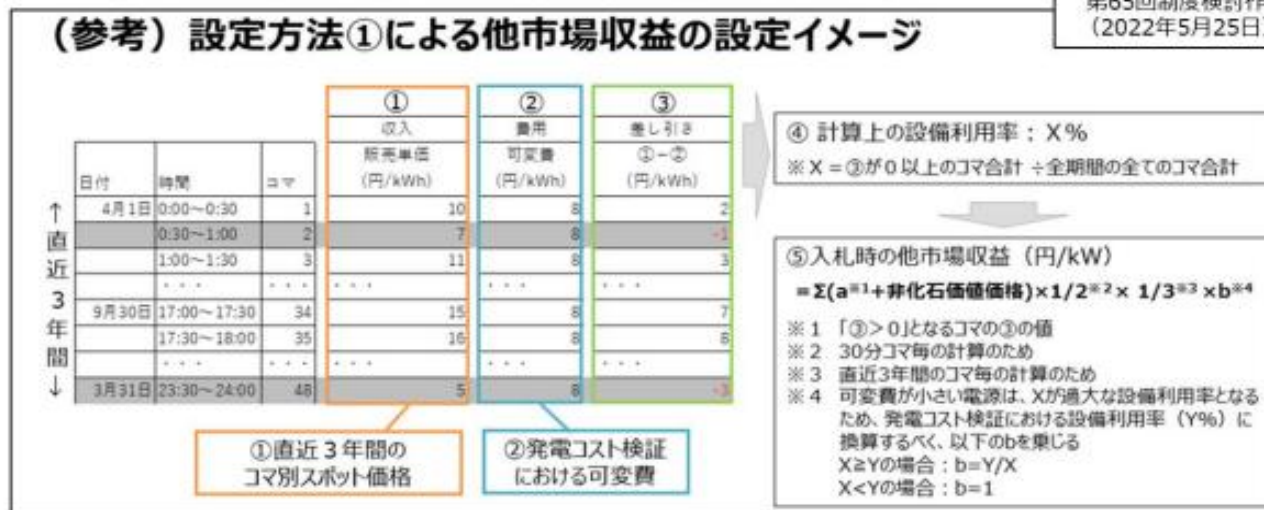
■ 他市場収益の還付額の試算については、以下の方法をもとに算定を行うこととされた。

(参考図 43)参考図 42 の還付額の試算方法⁴⁰

制度検討作業部会 第十一次
中間とりまとめ資料(2023年6月21日)より

第65回制度検討作業部会
(2022年5月25日)資料5

(参考) 設定方法①による他市場収益の設定イメージ



・上記の計算で用いる可変費・設備利用率

	太陽光	地熱	陸上風力	洋上風力	一般水力	バイオマス	原子力	LNG	水素 (10%以上)	アンモニア (20%以上)
可変費 (円/kWh)	0					21.0	1.7	6.4	6.4	4.3
設備利用率 (%)	17.7	73.9	28.0	34.8	44.8	87.0	70.0	70.0	70.0	70.0

※可変費は、直近の発電コスト検証のデータ(2020年時点)における燃料費。

バイオマスは、発電コスト検証のバイオマス(木質専焼)の燃料費。

水素・アンモニアは、別途、サプライチェーン支援制度によりLNG・石炭との値差は補填されたものと仮定し、LNG・石炭の可変費を用いる。

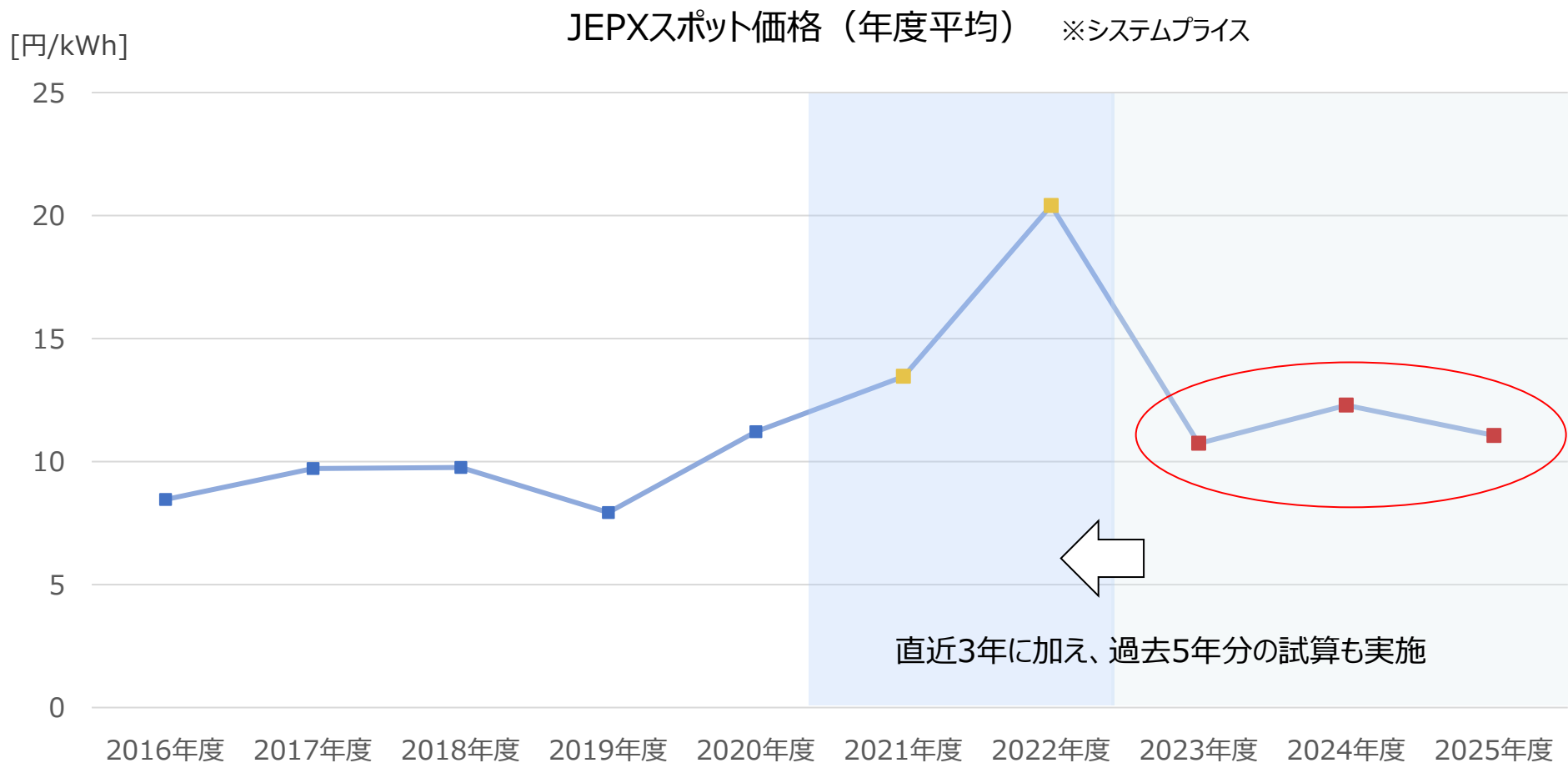
※太陽光、地熱、陸上風力、洋上風力の設備利用率は、上限価格算定時の諸元と同じものを用いる。一般水力は脚注80と同様。

その他の電源の設備利用率は、発電コスト検証と同じ値(2020年時点)。

※蓄電池・揚水は、発電コスト検証において、可変費・設備利用率が公表されていないため、還付額の試算は行わない。

40 当該方法により算出した他市場収益の金額に、還付割合90%を乗じることにより、還付額を試算する。

- 他市場収益の還付額の試算については、直近3年間コマ別のスポット価格等をもとに算定を行う、と整理されていた。
- 中長期的なスポット価格の変動性を加味すべく、過去5年に範囲を拡大した試算も行った。



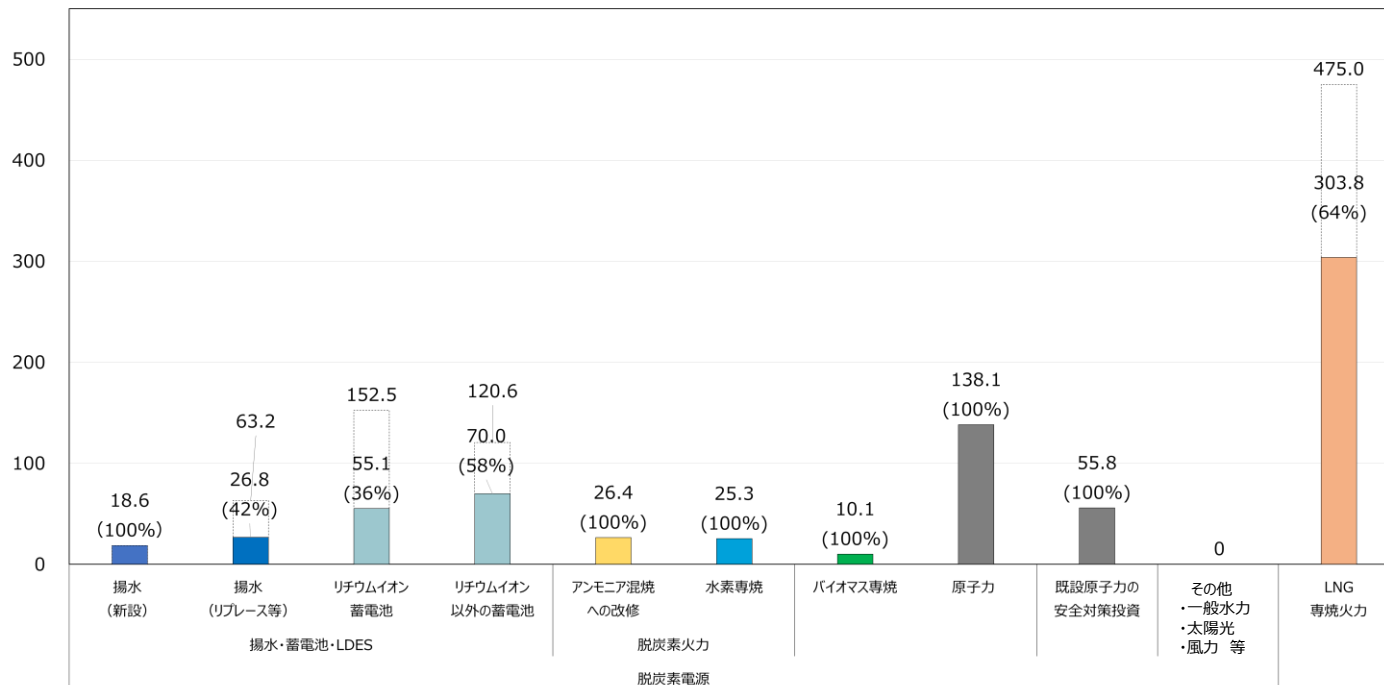
（2）発電方式別の応札容量・落札容量

- 発電方式別の応札容量・落札容量とその比率は、下記のとおり。
- 応札容量（落札率）は、揚水が45.3万kW(55%)、蓄電池が125.1万kW(46%)、アンモニア混焼への改修が26.4万kW(100%)、水素専焼が25.3万kW(100%)、バイオマス専焼が10.1万kW(100%)、原子力(新設・リプレース)が138.1万kW(100%)、原子力(既設原子力の安全対策投資)が55.8万kW(100%)、LNG専焼火力が303.8万kW(64%)であった。
- また、落札容量のうち新設・リプレース等が約97%であった。

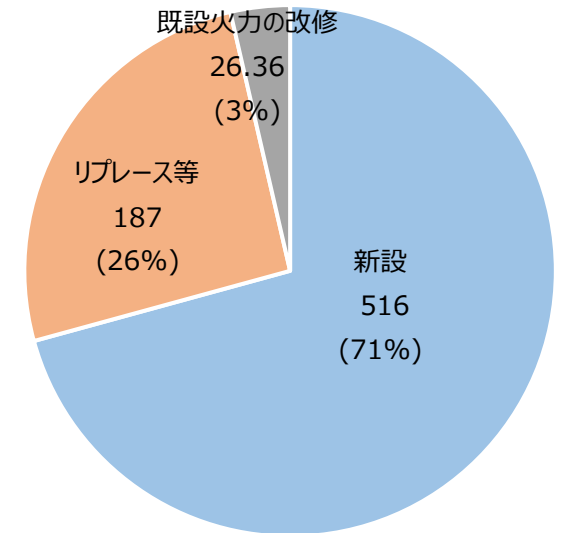
[万kW]

(括弧内)：落札率

発電方式別の応札容量・落札容量



落札電源における新設・リプレース・既設火力の改修の比率



[万kW]

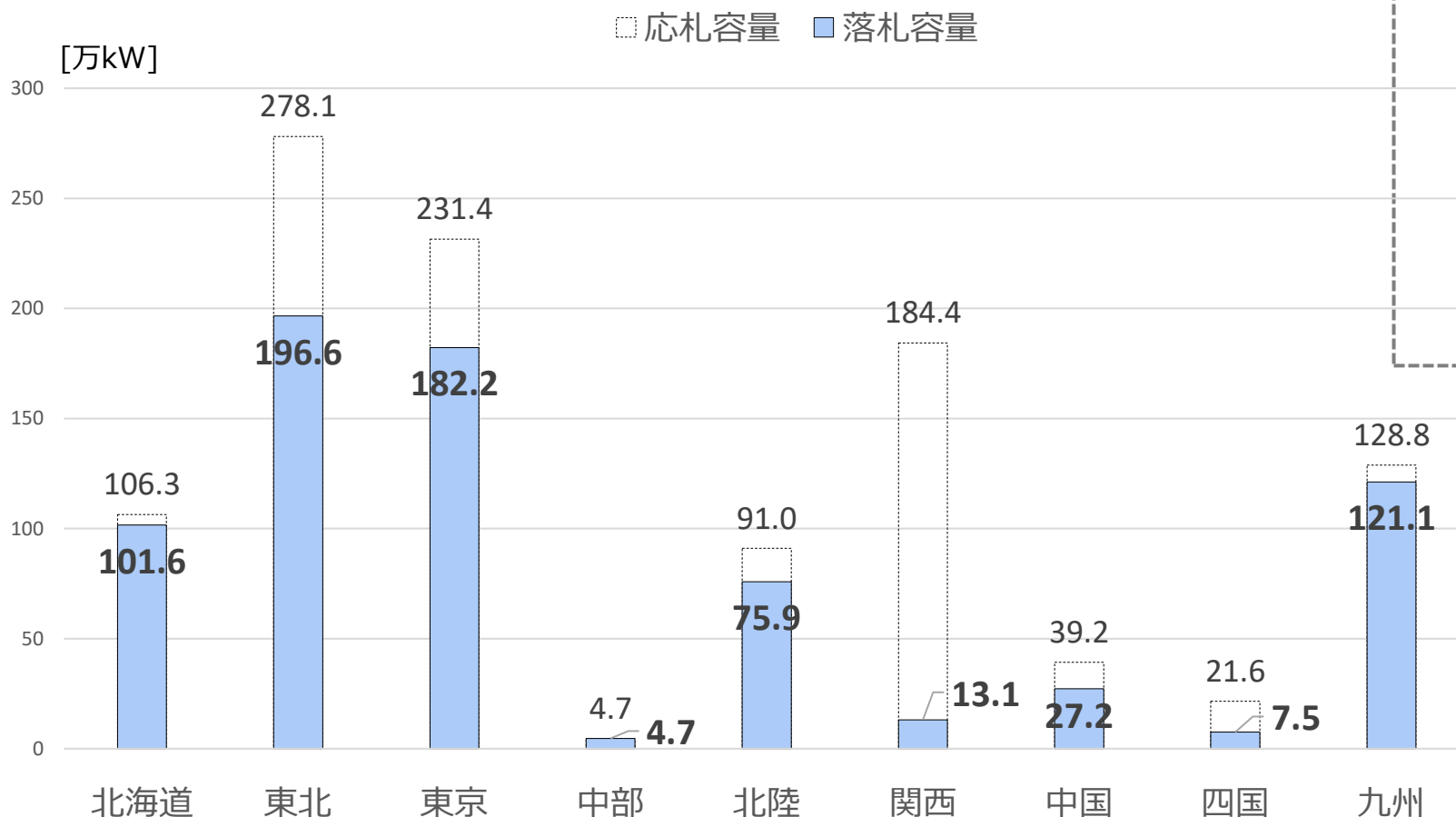
2. 長期脱炭素電源オークション（応札年度：2025年度）の約定結果

2026年5月13日
公表資料より

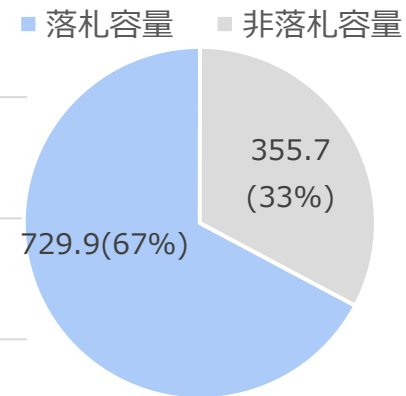
（3）エリア別の応札容量・落札容量

- 全国の応札容量は合計で1,085.6万kW、そのうち落札容量が 729.9万kW（67%）、非落札容量が 355.7万kW（33%）であった。
- エリア別の応札容量と落札容量は、下記のとおり。

エリア別の応札容量・落札容量



全国



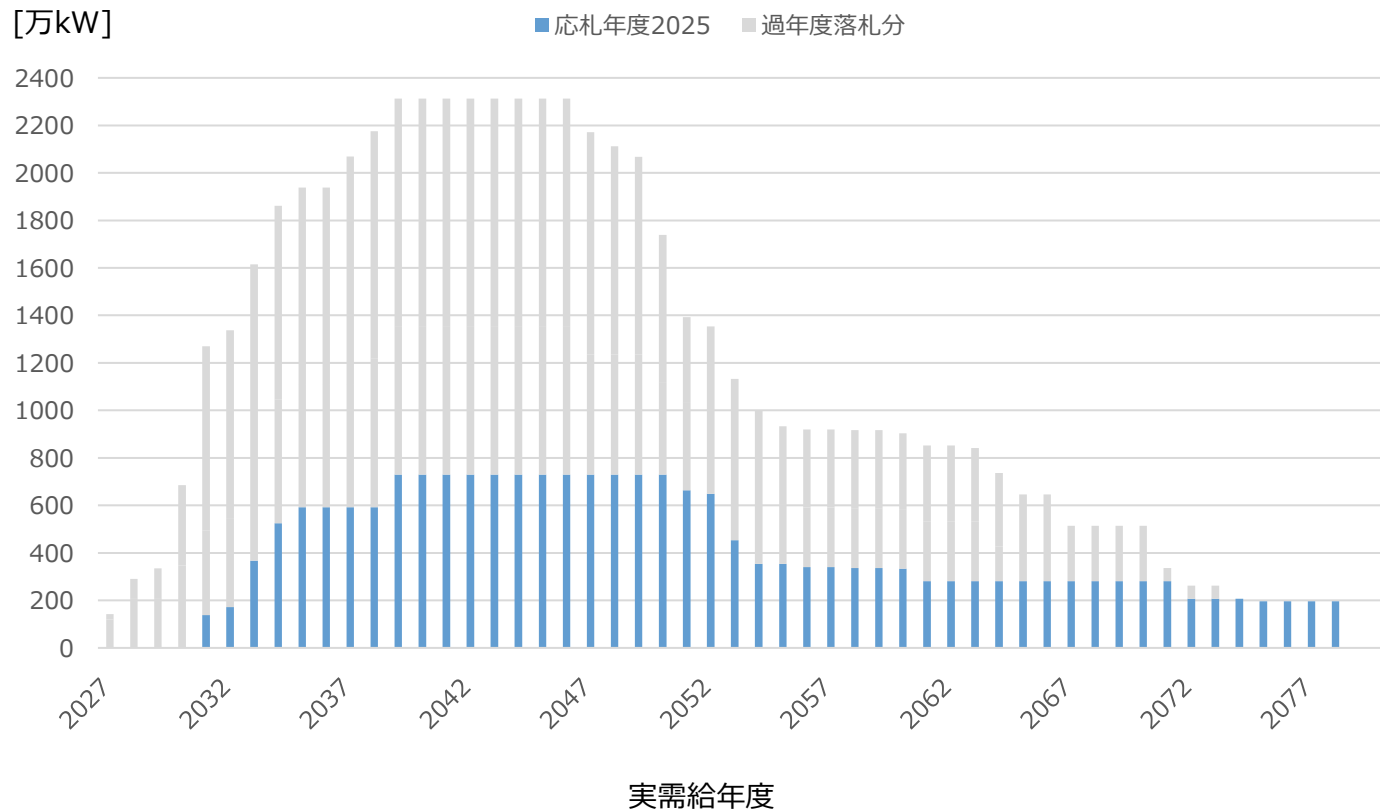
2. 長期脱炭素電源オークション（応札年度：2025年度）の約定結果

2026年5月13日
公表資料より

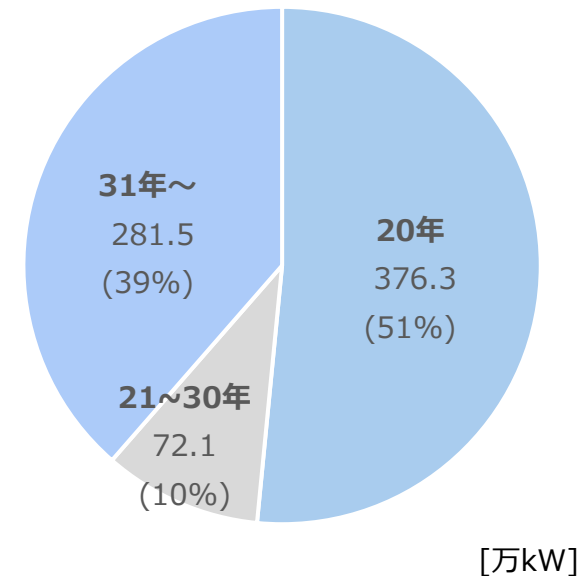
（4）実需給年度ごとの落札容量

- 実需給年度ごとの落札容量は、下記のとおり。
- 落札電源ごとに供給力提供開始時期や制度適用期間が異なる。

実需給年度ごとの落札容量



落札電源の制度適用期間



3. 容量オークションとの関係

- 実需給2027年度以降の供給力を対象として長期脱炭素電源オークションが行われたところ。
- 長期脱炭素電源オークションは容量市場の一部であるところ、容量市場メインオークションについては、すでに実需給2027～29年度向けのオークションが行われている。
- 本章では、両オークションで調達された調整機能あり電源の契約容量や、実需給2027～29年度の容量拠出金の試算を行った。
- なお、実需給2028年度向け以降のメインオークションにおいては、長期脱炭素電源オークションにて落札された容量を控除してオークションを行う。

- (1) 調整機能あり電源の契約容量
- (2) 実需給2027年度の容量拠出金 (試算)
- (3) 実需給2028年度の容量拠出金 (試算)
- (4) 実需給2029年度の容量拠出金 (試算)

3. 容量オークションとの関係

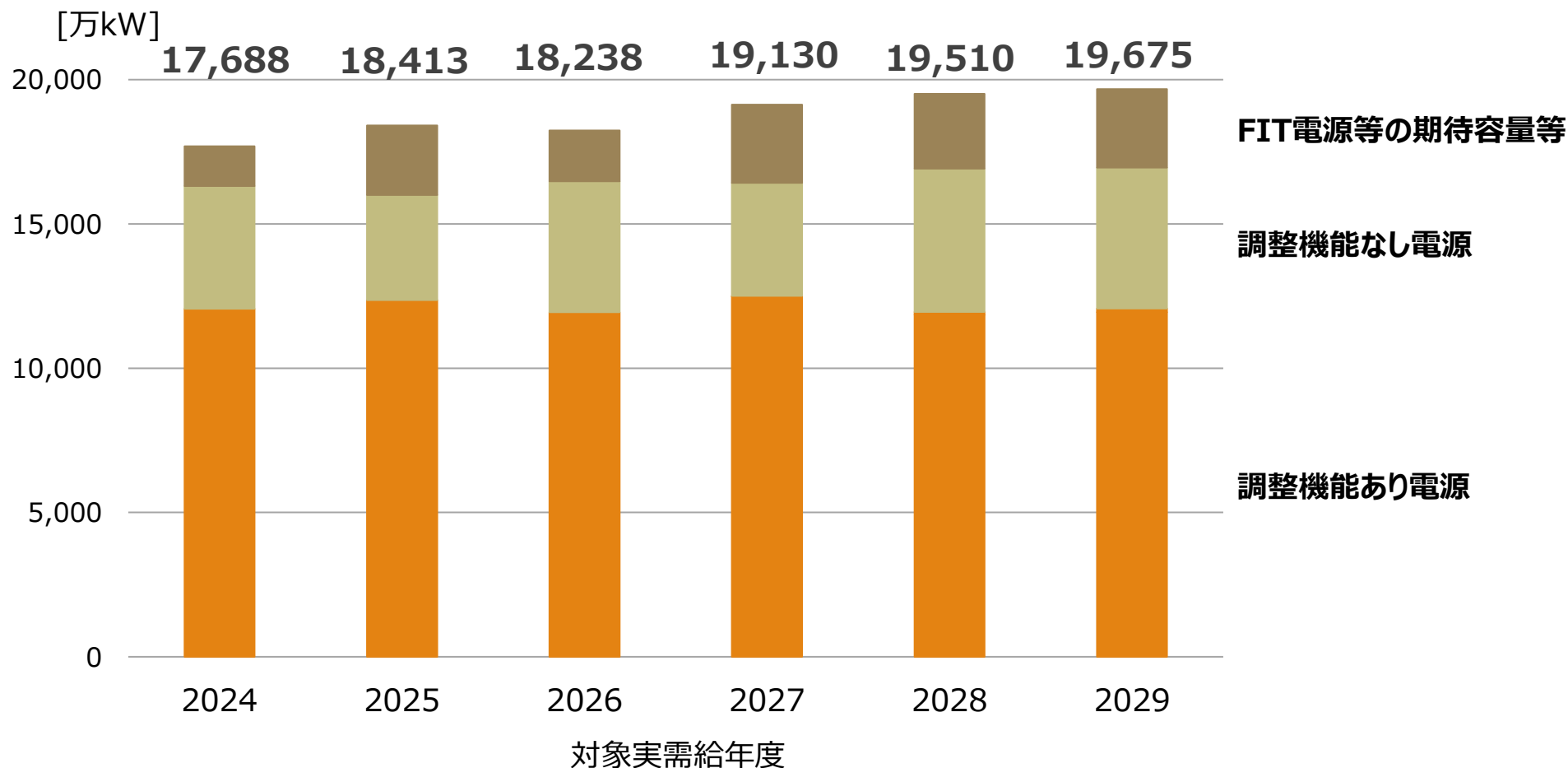
(1) 調整機能あり電源の契約容量

2026年5月13日
公表資料より

■ これまでのオークションにおける「調整機能あり電源の契約容量」などの推移は下記のとおり。

※ 長期脱炭素電源オークション調達分以外は2026年3月末時点での契約容量で集計

※ 2027年度以降については長期脱炭素電源オークション調達分が含まれる



3. 容量オークションとの関係

(2) 実需給2027年度の容量拠出金（試算）

2026年5月13日
公表資料より

22

■ メインオークション(対象実需給年度：2027年度)と長期脱炭素電源オークション(応札年度：2023～25年度)の約定結果に基づく、実需給2027年度におけるエリア別の容量拠出金（試算）は、下記のとおり。

※長期脱炭素電源オークション分は、他市場収益の推定還付額を控除した約定総額のうち2027年度の容量拠出金を試算。

エリア	容量拠出金（試算）				（参考） H3需要想定※1
	一般送配電事業者		小売電気事業者		
	メイン	長期	メイン	長期	
北海道	53.0 億円	1.3 億円	532.3 億円	15.1 億円	498.2 万kW
東北	97.4 億円	3.3 億円	1,022.1 億円	40.9 億円	1,346.7 万kW
東京	419.9 億円	13.9 億円	4,184.9 億円	166.1 億円	5,493.0 万kW
中部	152.9 億円	6.2 億円	1,530.7 億円	73.9 億円	2,443.0 万kW
北陸	31.6 億円	1.3 億円	316.9 億円	15.6 億円	517.0 万kW
関西	166.6 億円	6.9 億円	1,671.2 億円	82.5 億円	2,726.0 万kW
中国	63.4 億円	2.6 億円	635.8 億円	31.4 億円	1,037.2 万kW
四国	29.8 億円	1.2 億円	298.6 億円	14.7 億円	487.0 万kW
九州	138.8 億円	3.8 億円	1,401.2 億円	45.8 億円	1,511.8 万kW
小計	1,153.3 億円	40.3 億円	11,593.7 億円	485.9 億円	16,059.8 万kW
合計	1,193.6 億円		12,079.6 億円		

※1 メインオークション（対象実需給年度向け）開催前に公表される最新の供給計画における実需給年度（第5年度）のH3需要（離島除き）

3. 容量オークションとの関係

(3) 実需給2028年度の容量拠出金（試算）

2026年5月13日
公表資料より

23

- メインオークション(対象実需給年度：2028年度)と長期脱炭素電源オークション(応札年度：2023～25年度)の約定結果に基づく、実需給2028年度におけるエリア別の容量拠出金（試算）は、下記のとおり。
※長期脱炭素電源オークション分は、他市場収益の推定還付額を控除した約定総額のうち2028年度の容量拠出金を試算。

エリア	容量拠出金（試算）				（参考） H3需要想定※1
	一般送配電事業者		小売電気事業者		
	メイン	長期	メイン	長期	
北海道	61.4 億円	2.5 億円	657.9 億円	30.1 億円	518.1 万kW
東北	158.1 億円	6.5 億円	1,693.8 億円	77.4 億円	1,333.8 万kW
東京	663.7 億円	27.4 億円	7,112.5 億円	325.0 億円	5,601.1 万kW
中部	196.8 億円	11.7 億円	2,107.6 億円	138.8 億円	2,393.0 万kW
北陸	34.1 億円	2.4 億円	367.7 億円	28.2 億円	485.0 万kW
関西	187.4 億円	13.0 億円	2,021.5 億円	154.8 億円	2,666.0 万kW
中国	74.2 億円	5.1 億円	800.6 億円	61.3 億円	1,055.9 万kW
四国	32.8 億円	2.3 億円	354.1 億円	27.1 億円	467.0 万kW
九州	162.4 億円	7.2 億円	1,814.0 億円	89.5 億円	1,537.9 万kW
小計	1,570.8 億円	78.2 億円	16,929.7 億円	932.2 億円	16,057.7 万kW
合計	1,649.5 億円		17,861.9 億円		

※1 メインオークション（対象実需給年度向け）開催前に公表される最新の供給計画における実需給年度（第5年度）のH3需要（離島除き）

3. 容量オークションとの関係

(4) 実需給2029年度の容量拠出金 (試算)

2026年5月13日
公表資料より

24

■ メインオークション(対象実需給年度：2029年度)と長期脱炭素電源オークション(応札年度：2023～25年度)の約定結果に基づく、実需給2029年度におけるエリア別の容量拠出金(試算)は、下記のとおり。

※長期脱炭素電源オークション分は、他市場収益の推定還付額を控除した約定総額のうち2029年度の容量拠出金を試算。

エリア	容量拠出金 (試算)				(参考) H3需要想定※1
	一般送配電事業者		小売電気事業者		
	メイン	長期	メイン	長期	
北海道	63.3 億円	2.8 億円	714.1 億円	33.4 億円	528.1 万kW
東北	165.4 億円	7.4 億円	1,847.3 億円	86.9 億円	1,367.8 万kW
東京	689.4 億円	30.7 億円	7,701.9 億円	360.2 億円	5,702.8 万kW
中部	227.8 億円	12.3 億円	2,567.3 億円	145.3 億円	2,298.3 万kW
北陸	48.6 億円	2.6 億円	547.4 億円	31.0 億円	490.0 万kW
関西	267.1 億円	14.4 億円	3,010.6 億円	170.3 億円	2,695.1 万kW
中国	104.0 億円	5.6 億円	1,172.8 億円	66.4 億円	1,049.9 万kW
四国	45.5 億円	2.5 億円	512.7 億円	29.0 億円	459.0 万kW
九州	191.9 億円	8.3 億円	2,216.6 億円	100.5 億円	1,587.6 万kW
小計	1,802.9 億円	86.6 億円	20,290.7 億円	1,022.5 億円	16,178.6 万kW
合計	1,889.5 億円		21,313.1 億円		

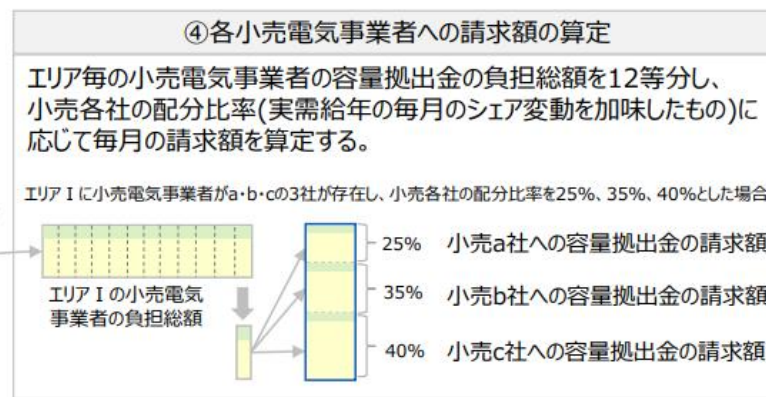
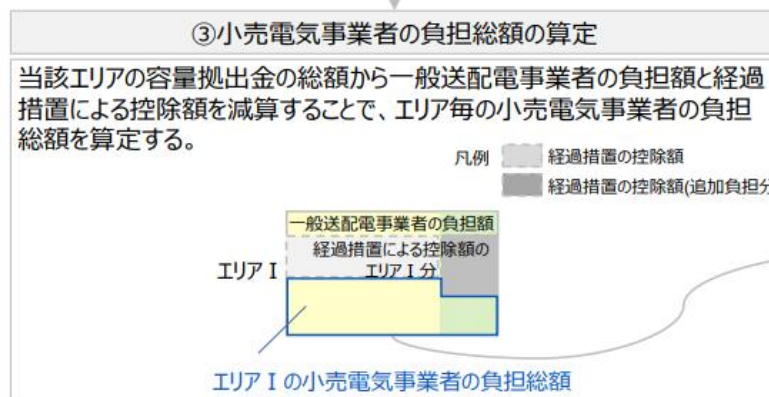
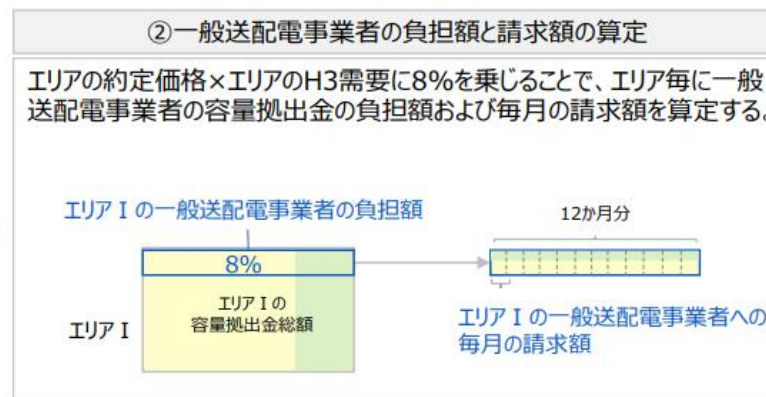
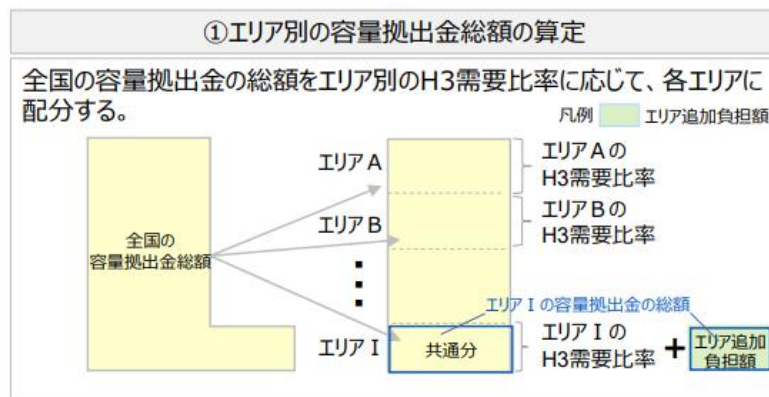
※1 メインオークション (対象実需給年度向け) 開催前に公表される最新の供給計画における実需給年度 (第5年度) のH3需要 (離島除き)

メインオークション約定結果(対象実需給年度:2029年度)
(2026年1月20日)より

<参考> 容量拠出金の算定方法 (容量市場説明会資料より)

18

- メインオークション・追加オークションにおいて、市場が分断される場合における容量拠出金の請求額は、以下の手順で算定を行う。



長期脱炭素電源オークション制度詳細説明会資料
(2025年9月19日)より

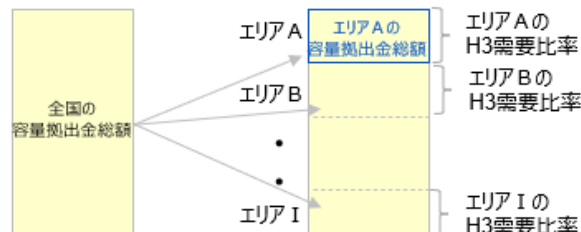
第6章 容量拠出金 容量拠出金の請求額の算定方法

120

■ 本オークションの容量拠出金は、以下①～④の手順により、各事業者の負担額を決定します。

① エリア別の容量拠出金総額の算定

全国の容量拠出金の総額※1をエリア別のH3需要※2比率に応じて、各エリアに配分します。

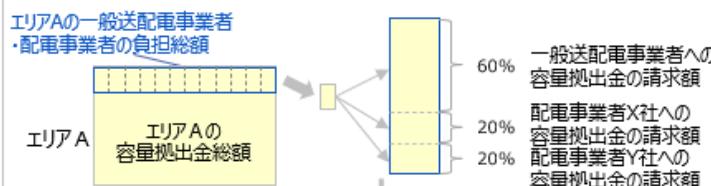


※1 当該実需給年度に本制度の適用が開始している電源等の落札価格、落札容量を基に算定
※2 当該実需給年度の4年前に行われる当該実需給年度向けのメインオークションで用いるH3需要

② 一般送配電事業者・配電事業者の負担総額と請求額の算定

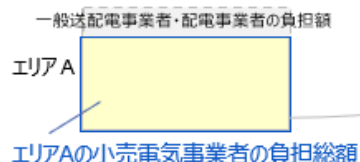
エリアに配分された容量拠出金に、メインオークション落札時点における当該年度の送配電事業者の負担割合※3を乗じることで、エリアごとの送配電事業者の負担総額を算定し、負担総額を12等分し、各送配電事業者の配分比率※4に応じて毎月の請求額を算定します。

(例) エリアAに一般送配電事業者及び配電事業者X,Yが存在し、配分比率を60%、20%、20%とした場合



③ 小売電気事業者の負担総額の算定

当該エリアの拠出金の総額から送配電事業者の負担総額を減算することで、エリアごとの小売電気事業者の負担総額を算定します。

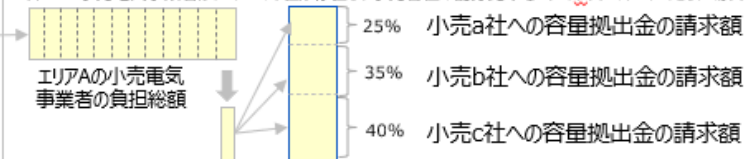


④ 各小売電気事業者への請求額の算定

✓ エリアごとの小売電気事業者の容量拠出金の負担総額を12等分し、小売各社の配分比率に応じて毎月の請求額を算定します。

✓ ただし、配分比率は、前年度の年間（夏季/冬季）のピーク時の電力(kW)の構成比を基礎とし、当該年度の各月の小売電気事業者のシェア変動を加味（年間ピークの託送契約電力からの変化率に基づいて補正）します。

エリアAに小売電気事業者がa・b・cの3社が存在し、小売各社の配分比率を25%、35%、40%とした場合



<各種資料等参照先>

- ・容量市場に関するお知らせ等 <https://www.occto.or.jp/various/capacity-market/index.html>
- ・かいせつ容量市場スペシャルサイト <https://www.occto.or.jp/capacity-market/index.html>
- ・容量市場の在り方等に関する検討会 <https://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/index.html>
- ・容量市場 説明会資料・動画 https://www.occto.or.jp/various/capacity-market/youryou_setsumeikai.html

- ・総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
電力・ガス基本政策小委員会（第102回まで）／次世代電力・ガス事業基盤構築小委員（第103回以降）
制度検討作業部会
第八次中間とりまとめ（令和4年7月）
https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/20221003_1.pdf
第十一次中間とりまとめ（令和5年6月）
https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/20230621_1.pdf
第十八次中間とりまとめ（令和6年8月）
https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/20240816_1.pdf
第二十二次中間とりまとめ（令和7年8月）
https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/jisedai_kiban/system_review/pdf/20250827_1.pdf

<お問い合わせ先> ・長期脱炭素電源オークションお問合せフォーム
<https://www.occto.or.jp/various/capacity-market/otoiawase.html>

1. はじめに
2. 長期脱炭素電源オークション（応札年度：2025年度）約定結果について
3. 次回オークションに向けた進め方

3. 次回オークションに向けた進め方

国の審議会における検討状況

- 次回オークションに向けては、制度検討作業部会・電力安定供給WG（国の審議会）において、各論点について検討が進められている。

項目	制度検討作業部会・電力安定供給WGのこれまでの議論（一例）
水素・アンモニア ・CCS	<ul style="list-style-type: none">参加要件として、低炭素水素等の事前審査を求める （脱炭素化ロードマップにおいても低炭素水素等による達成を求める）加えて、実需給のリクワイアメントにおいて、低炭素水素等の燃料で発電したことを確認する （CI値の基準を混焼率リクワイアメントへ反映）応札時に価格競争において、物価補正後の支払額が高い案件の落札を防止※するため、インフレ継続の影響試算額を反映する <p>※ 応札価格に織り込んだ一部可変費について、調達国のCPI等によって事後的に物価補正を行うことになるが、応札時の価格競争においてはインフレが考慮されないため、結果的に制度適用期間に支払われる額の高い案件が落札する可能性がある</p>
蓄電池	<ul style="list-style-type: none">経済安保法の認定を受けているメーカーが製造するセルを使用する案件を優先的に約定する （蓄電池の安定供給確保のため、サプライチェーン強靱化の取組みを行っているメーカーが製造する蓄電池を導入していくことが必要）
洋上風力	<ul style="list-style-type: none">FIT/FIP案件は固定費2重回収とならないよう参加対象外としているところ、過去選定の海洋再エネ整備法の公募案件のうち（第2・第3ラウンドのみ）、ゼロプレミアム案件※に限り参加可能とする <p>※ バランシングコスト相当分のFIP交付金を放棄、公募占有計画における供給価格を0円/kWhに変更</p>
再エネに対する規律	<ul style="list-style-type: none">風力について廃棄等費用の積立てを求める （FIT/FIP制度の整理を適用し、海洋再エネ整備法の公募案件は対象外）
制度適用期間	<ul style="list-style-type: none">現行の「20年以上」から、「20年以上40年以下」として上限を設定する （資本コストの割合が過剰になることを防止）

第113回 制度検討作業部会
資料 (2026年4月3日) より

論点① 水素・アンモニアの事前審査の要件

- 前回の会合では、第4回入札から導入することとしている**水素・アンモニアの事前審査の要件**について、水素・アンモニア政策小委員会（以下「水素小委」）における議論状況を御報告させていただいた。
- **3月27日の水素小委**において、主に以下の内容を含む**事前審査の基準骨子案**について議論が行われ、概ね合意されたところ。
 - 対象：**低炭素の水素・アンモニア**であること
(募集量には上限がある中で、政策的意義の高い案件に絞って採択されるようにするため)
 - 上流出資：**日本企業の出資の見込み**があること（出資率は事業者の判断）
 - 産業競争力の強化：**供給事業及び利用事業それぞれで、主要設備のうち最低1つが、我が国産業の国際競争力強化に寄与すること**
- 今後、**4月中を目途にパブコメを開始し、1ヶ月程度意見募集が行われる予定。**

水素・アンモニア案件の事前審査の基準骨子（案）

- 次の基準骨子に基づき、水素・アンモニア案件の事前審査を行う。
- 基準骨子を踏まえ、今後、規程類等において可能な限り具体的な基準や運用に落とし込む。

エネルギー政策	安全性	●安全に関する法令に係る許認可等を取捨する見込みがあること。
	安定供給	●水素等製造事業に対し、我が国企業が出資する見込みであること。 ●低炭素水素等を輸入する相手国の地政学的リスクに対応していること。 ●特定の国に依存しない、強靱で信頼性のある低炭素水素等のサプライチェーンを構築すること。
環境適合性		●計画において供給される水素等が低炭素水素等であること。
経済効率性		●経済的かつ合理的な方法で脱炭素化に資する資源を活用すること。 ●水素等製造事業に対し、我が国企業が出資する見込みであること。
G X 政策	産業競争力の強化・経済成長	●低炭素水素等供給事業及び低炭素水素等利用事業それぞれで、 主要設備のうち最低1つが、我が国産業の国際競争力強化に寄与すること。 ●主要設備は、供給事業においては、水素等の製造設備、海外からの輸送設備（船舶）、利用事業においては、国内貯蔵設備、発電設備とする。 ●ただし、上記について、どの程度求めるかの判断に当たっては、我が国産業の国際競争力強化に寄与する企業の製造能力の制約等諸事項を総合的に勘案する。
	脱炭素化	●国内での二酸化炭素の排出削減に寄与すること。
事業の実施方法・確実性		●低炭素水素等利用事業者による低炭素水素等利用事業の確実性が高いこと。 ●発電事業者と低炭素水素等供給事業者、低炭素水素等供給事業者と上流水素等製造事業者との間で拘束力のある 低炭素水素等売買契約が締結される見込み があること。

第16回水素・アンモニア政策小委員会
(2026年3月27日) 資料 5

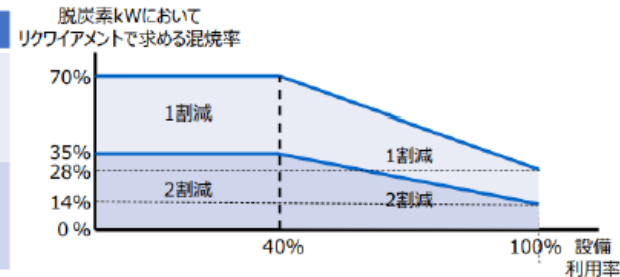
論点② 水素・アンモニアのCI値の混焼率リクワイアメントへの反映

- これを踏まえ、「年間最低混焼率リクワイアメント」の達成の確認を行う際には、「単に水素・アンモニアで発電した混焼率」ではなく、「低炭素水素・アンモニアとして、CI値の要件を満たした水素・アンモニアで発電した混焼率」で確認を行うこととしてはどうか。
- ただし、実際に発電に用いた水素・アンモニアのCI値を正確にトレースすることは困難であることを踏まえ、実際の確認方法としては、「水素・アンモニアで発電した混焼率」に「CI値の達成率 (当該年度中に取得した水素・アンモニアのうち、低炭素水素・アンモニアとしてCI値の要件を満たした水素・アンモニアの比率)」を掛けた値で確認を行うこととしてはどうか。 ※過去落札案件に遡及適用はしない。

新たにCI値の達成率を追加

$$\text{年間混焼率} = \frac{\text{水素・アンモニアの燃料から生じた熱量}}{\text{水素・アンモニア部分のkWで燃焼する全燃料から生じた熱量}} \times \frac{\text{CI値の要件を満たす水素・アンモニアの量}}{\text{当該年度中に取得した水素・アンモニアの量}}$$

減額割合	水素・アンモニアの燃料の年間混焼率 (A%)
1割	35% ≤ A < 70%
	※設備利用率 (B%) が40%を超える場合、 (1400/B) % ≤ A < (2800/B) %
2割	0% ≤ A < 35%
	※設備利用率 (B%) が40%を超える場合、 0% ≤ A < (1400/B) %



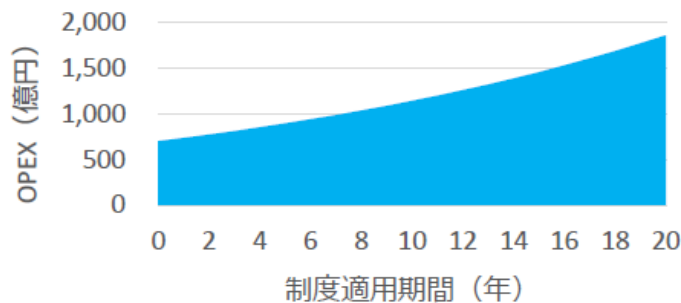
論点⑤ 水素・アンモニア・CCSの価格競争の在り方

- 現行の「入札時の応札価格」による価格競争では、応札後のインフレ (CPIの上昇) による可変費の増加が考慮されないため、案件Aと案件Bで比較した際に「制度適用期間全体で支払われる可変費の総額」がA>Bの場合でも、「入札時の応札価格」がA<Bであれば、Aが価格競争で勝つこととなる。
- より国民負担を抑える観点からは、こうした価格競争ルールを改め、単に「入札時の応札価格」で価格競争するのではなく、インフレ継続の場合の影響試算額を入札時の価格競争に取り入れた方が適切ではないか。

※単に「入札時の応札価格」での価格競争とした場合、水素・アンモニアの製造・輸送費の内、OPEX比率を意図的に高くし、不当利益を受けるおそれもある。

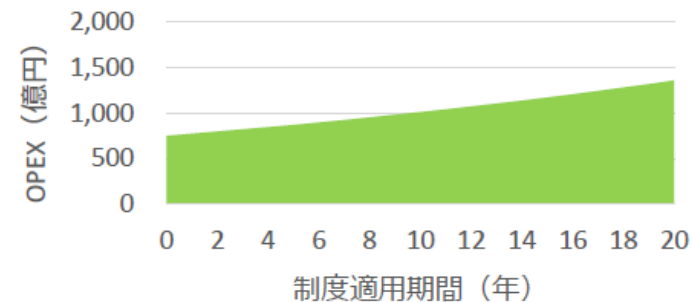
案件A (調達国X、インフレ率5%)

- 応札価格に含まれる可変費のうちのOPEX **700億円/年**
- 20年間インフレ率5%が継続した場合のOPEX総額 **2.5兆円**



案件B (調達国Y、インフレ率3%)

- 応札価格に含まれる可変費のうちのOPEX **750億円/年**
- 20年間インフレ率3%が継続した場合のOPEX総額 **2.1兆円**



⇒ 応札時は「A<B」でも、インフレ率を考慮して試算した総額は「A>B」

論点⑤ 水素・アンモニア・CCSの価格競争の在り方

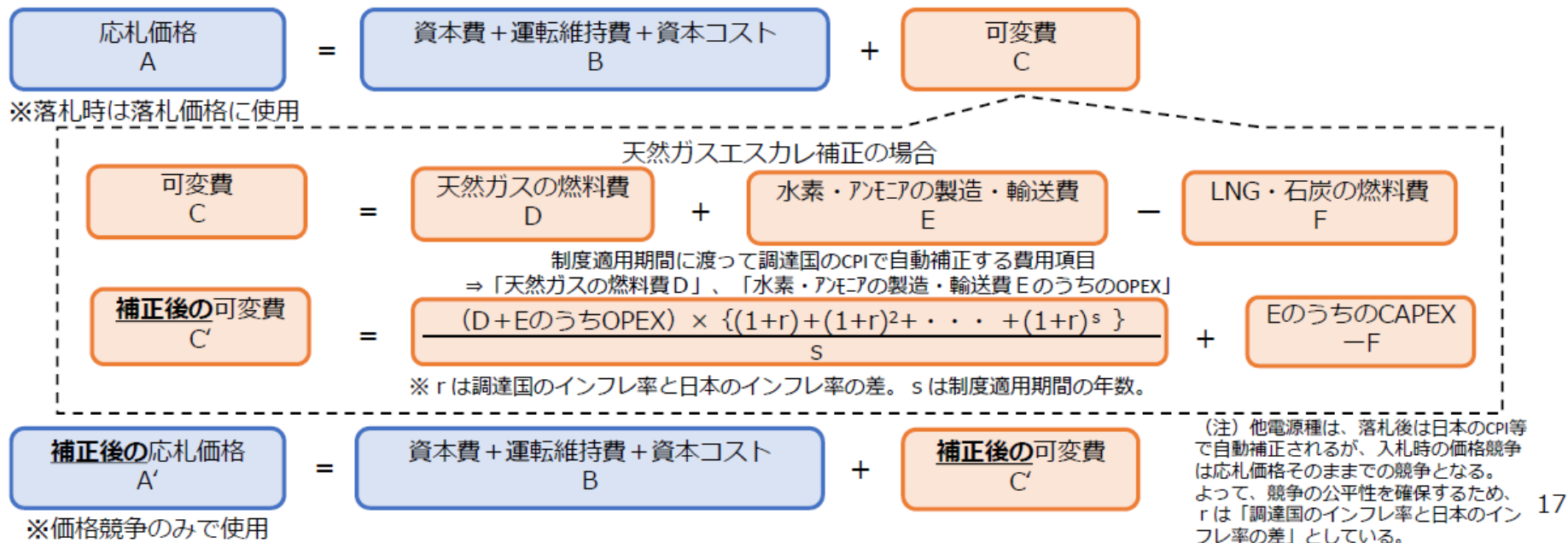
- このため、水素・アンモニア・CCSの案件の応札価格については、応札価格に含まれる可変費のうち、制度適用期間に渡って調達国のCPIで自動補正する費用項目※1について、制度適用期間に渡って過去のインフレ率 (過去10年平均CPI※2) が継続したと仮定して算出した補正值を用いて、入札時の価格競争を行う※3こととしてはどうか。

※1 CCSは、海外貯留の「輸送費用のうちOPEX」と「貯留費用のうちOPEX」。

※2 IMF等の将来予測値を用いる方法も考えられるが、恣意性排除の観点から、過去の実績値を採用。

CCSは、米国生産者物価指数と貯留対象国の企業物価指数。

※3 「脱炭素火力の募集上限内の価格競争」及び「脱炭素火力以外の電源との価格競争」において実施。



論点② 蓄電池の約定方法

- 第3回入札では、セルの製造国は分散化する見込みだが、特定国のメーカーが様々な国でセルの製造工場を保有していることから、特定国メーカーのセルを採用する蓄電池が大宗を占める見通しであり、引き続きサプライチェーン途絶リスクが高い状況にある。
- 蓄電池の安定供給確保を図るためには、蓄電池の部素材を含めたサプライチェーン強靱化の取組を行っているメーカーが製造する蓄電池を導入していく必要がある。
- 経済安保推進法※に基づき特定重要物資に指定されている蓄電池について、その安定供給確保を図ろうとする事業者は、同法に基づき、安定供給確保のための取組に関する計画（供給確保計画）を作成し、経済産業省が策定した「蓄電池に係る安定供給確保を図るための取組方針」に基づき蓄電池のサプライチェーン強靱化等の貢献が十分に期待できる計画が認定されているところ。

※経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号）

- 第4回入札では、この仕組みを活用し、蓄電池の供給確保計画について経済安保推進法の認定を受けているメーカー（当該メーカーが株式・持分50%超の支配力を持つ国内外の子会社・孫会社を含む。）が製造するセルを使用する蓄電池の案件を優先的に約定することとしてはどうか。

※取組方針ではリチウムイオン蓄電池のみを対象としているため、優先約定するのはリチウムイオン蓄電池（及び揚水リブレース等案件）のみとする。

※これに伴い、第3回入札で導入したセル製造国30%制限ルールは、リチウムイオン蓄電池については適用しない。

優先約定のイメージ

- ✓ 募集上限の範囲内で、「リチウムイオン蓄電池の認定案件」と「揚水リブレース案件」をまず価格が低い順に（上限価格以下の範囲で）落札していく。
- ✓ それだけで募集上限が埋まらない場合に、「リチウムイオン蓄電池の非認定案件」を価格が低い順に落札していく。

- また、蓄電池への事業規律として、サイバーセキュリティ（JC-STAR★1）やサプライチェーン強靱化（経済安保法の認定）以外に、考慮すべき要件はあるか。

論点① 洋上風力の過去選定案件の長期脱炭素電源オークションへの参加について

- 過去に選定された再エネ海域利用法の公募案件のうち、ゼロプレミアム案件※については、バランシングコスト相当分 (8・9頁参照) を除き、FIP交付金の交付は想定されない。そのため、ゼロプレミアム案件が長期脱炭素電源オークションへ参加することを認めたとしても、固定費の二重回収の問題は生じない。
※プレミアム発生の可能性を完全に排除するため、公募占用計画における供給価格を0円/kWhに変更した案件。
- したがって、本年2月に御議論いただいた、容量市場メインオークションにおける取り扱いと同様に、第2・第3ラウンドで選定された再エネ海域利用法の公募案件のうち、ゼロプレミアム案件に限っては、バランシングコスト相当分のFIP交付金を放棄することを前提として、長期脱炭素電源オークション (第4回入札以降) への参加を認めることとしてはどうか。
- なお、洋上風力促進WGで整理されたとおり、次回以降の再エネ海域利用法の公募の予見性の観点から、今回の措置は黎明期にある第2・3ラウンド事業のみに適用することとし、次回以降の公募においては長期脱炭素電源オークションへの参加は想定しないこととする。
- また、上限価格等の制度の詳細については、次回以降の本会合において御議論いただくこととしたい。

論点⑦ 風力発電設備に対する廃棄等費用の積立て

- **FIT/FIP制度では、風力発電についても、2027年度から廃棄等費用積立制度による積立が開始するため、本制度（長期脱炭素電源オークション）で導入する風力発電についても、廃棄等費用を広域機関に積み立てることを義務づけることとしてはどうか。**
- **ただし、海洋再エネ整備法に基づく公募案件は、廃棄等費用の確保に関して、公募占用指針に基づき、具体的な金額や方法まで含めて厳格な確認が実施されることから、FIT/FIP制度では廃棄等費用積立制度の対象外とされている。本制度で落札した海洋再エネ整備法に基づく公募案件についても、この扱いと整合性を図り、廃棄等費用の積立て義務の対象外としてはどうか。**

風力発電設備の廃棄等費用積立制度の整理の全体像（案）

- 風力発電設備をFIT/FIP制度における廃棄等費用積立制度の対象とするに当たっては、既に同制度の対象である太陽光発電設備の取扱いを前提に、以下のとおりその取扱いを整理したい。
- (※) 上記措置は、システムに対応にかかる期間も勘案しながら速やかに実施すべきであること、パフコム等を実施した上で、関係規程等を整備し、2027年4月を目途に施行することとする。

主な観点	太陽光発電設備に対する措置		風力発電設備に対する措置の整理（案）
	措置内容	措置の考え方	
1. 廃棄等積立の対象範囲	10kW以上の事業用太陽光発電設備。	10kW未満は住宅用が大半で、建物の解体と同時に撤去・処分される場合が多い想定であるため除外。	風力発電設備は基本的に事業用であることから、原則として、出力が50kW以下の風力発電設備を対象とする。（P.14）
2. 廃棄等積立を行う期間	調達期間/交付期間の後半10年間で積立て。	運転開始前に対して前期にかかる資本費が大きいことや、積立て時期を撤去決定した場合に生じる撤去コストの抑製及び事業事業者の風力の防止等の観点から、一律に後半10年として設定。	風力発電設備についても同様の取扱いとしつつ、調達開始時に積立期間が10年未満とされている案件についても、原則、積立期間による必要な廃棄等費用の金額が確保される判断とすることとする。（P.15, P.17）
3. 廃棄等積立を行う金額の水準	調達価格/基準価格の算定において想定されている廃棄等費用の水準。	2019年度までの認定案件は、調達価格の算定において資本費の5%を廃棄等費用として計上していたこと等を踏まえて設定。 2020年度以降の認定案件は、太陽光発電WPPでのアランプ結果等を踏まえ、想定額を3万円/kWと設定。	風力発電設備についても、調達価格/基準価格の算定において想定している廃棄等費用の水準の算定を踏まえ、同様に、積立金額を決定することとする。（P.15, P.17）
4. 積立金の一部取戻しを認める場合	調達期間/交付期間中は、事業終了・縮小のみ取戻しを認める。 調達期間/交付期間終了後については、事業終了・縮小する場合のみ、パナを交換して事業継続する場合であって、当該パナが一定水準を超える場合には取戻しを許容。	将来的な再投資の促進及び制度運用コストの軽減等の観点から、廃棄される太陽光パネルの場合やパナが一定額を超える場合に限定する形で設定。	調達期間/交付期間中は、事業終了・縮小の算入のみ取戻しを認める。 調達期間/交付期間終了後については、事業終了・縮小する場合のみ、風力発電設備を交換して事業継続する場合であって、廃棄単位での交換も一定水準以上は取戻しを認めようとする。（P.18）

(※) その他、繰上徴収外的外部積立の方法や内部積立の取扱い等については、太陽光発電設備に対する措置と同様とすることとする。

対象範囲の整理（案）

- FIT/FIP制度の対象設備については、本制度において適切かつ確実に廃棄等費用を確保する観点から、再エネ海域利用法^{※1}に基づく公募案件を除き、全ての風力発電設備を本制度の対象とすることとする。

	認定件数 ^{※2}	対象範囲
陸上風力	6,292件	設備出力が20kW未満の風力発電設備も含めて、全ての風力発電設備を制度の対象とする。 ○ なお、RPS制度からの移行認定案件については、残存期間が極めて短い案件も存在することから、その積立金額等については、太陽光発電設備に対する措置と同様の配慮を行うこととする。 〔2ページ参照〕
洋上風力	5件	公募占用指針に基づき、廃棄等費用の確保に関して、具体的な金額や方法まで含めて厳格な確認が実施されることから、一律に本制度の対象外とする。
	14件	再エネ海域利用法に基づく公募案件以外の再エネ海域利用法に基づく公募案件と同様の廃棄等費用の確保は必要としないことから、一律に本制度の対象とする。

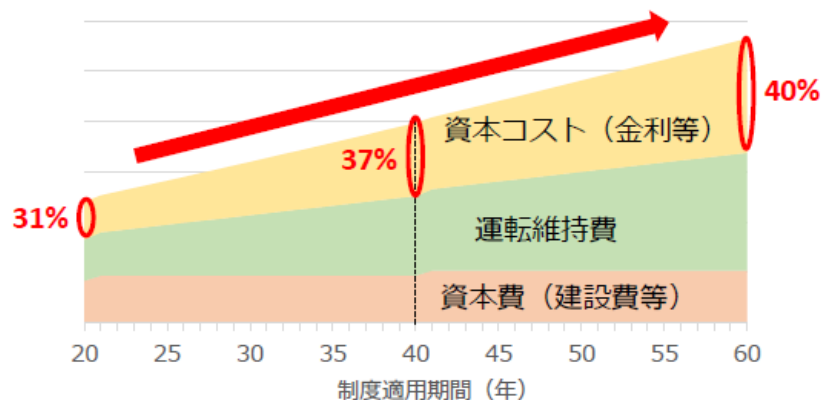
※1: 海洋再エネ海域利用法による風力発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第99号）
※2: 認定件数は、2025年3月現在の段階

第113回 制度検討作業部会
資料 (2026年4月3日) より

論点⑥ 制度適用期間の上限の設定

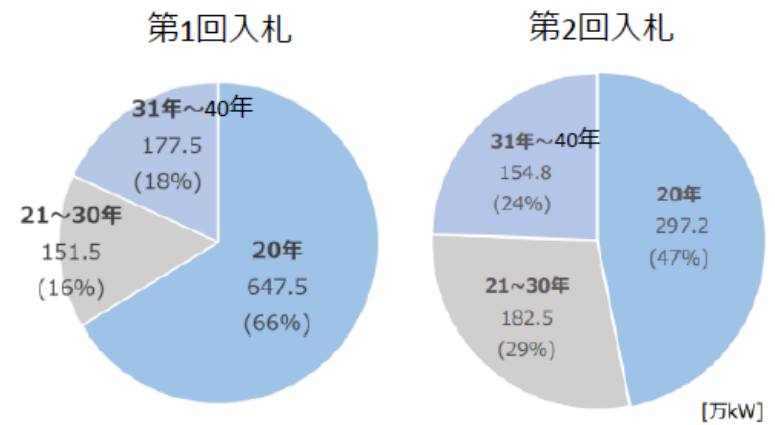
- 一方で、制度適用期間を長くすればするほど、1年当たりの建設費の回収金額が小さくなり、金利等の資本コストが増加するため、支援総額に対する資本コストの割合が大きくなっていく。
- 本制度の制度趣旨は「巨額の初期投資の回収に対して長期的な収入の予見可能性を付与する」ことであるため、支援総額に占める資本コストの割合が過度に高まることは望ましくなく、制度適用期間の長さに上限を設ける必要があるのではないかと。
- 具体的な上限は、実態として第1回と第2回の入札では40年を超える案件は存在しないことを踏まえ、40年を上限としてはどうか。

LNG専焼の制度適用期間を通じた支援総額イメージ
※他市場収益の還付を考慮していない



※発電コスト検証の諸元を元に、建設期間8年（前半4年で20%、後半4年で80%支出）、21年目・41年目にそれぞれ改修費を支出する前提で試算。

過去の落札案件の制度適用期間



※40年超は無し

3. 次回オークションに向けた進め方

開催に向けたスケジュールのイメージ

- 次回オークションの概要スケジュールは以下のとおり。
- 引き続き、国の審議会で制度検討が進められることになるが、その結果を踏まえ、広域機関ではまず、募集概要や詳細スケジュールをまとめた募集要綱など、オークション準備を進める。
- 次回オークションの募集要綱については、本検討会でもご確認いただき、意見募集の実施を経て、公表する予定である。

